~タクシー全面禁煙のお知らせ~



山梨のタクシーは

10月1日から禁煙となります。

ご理解とご協力をお願いいたします。

日頃は、山梨のタクシーをご利用いただき誠にありがとうございます。

平成 15 年 5 月に健康増進法が施行され、タクシー事業は『不特定多数の方々が利用される公共交通機関』として、受動喫煙防止対策の努力義務が課せられております。

既に、航空機や鉄道、乗合バスは禁煙となっており、社会全体の流れもタバコの害から 健康を守るため、医療機関をはじめ公共施設や民間施設におきましても広く禁煙化・分煙 化が進んでおります。

このように社会全体の取り組みが積極的に行われている中、高齢者や女性、通院治療の 方々など、多くのタクシー利用者から『タクシー車内がタバコ臭い』との苦情や、改善の 要望が寄せられております。

従来から消臭剤や清掃などにより、快適な車内環境の維持に努めておりますが、タバコ の完全除去は困難となっています。

平成17年12月のタクシー乗務員の受動喫煙被害訴訟における東京地裁判決で『狭いタクシー車内では分煙が不可能であり、タクシー乗務員の受動喫煙の防止について、タクシー事業者は、安全配慮義務を負っている。』との認定がされ、タクシーの全面禁煙の必要性を認めた司法判断がされております。

このような状況から、山梨県タクシー協会は、タクシー車内の喫煙にかかる健康被害の 防止と快適性の一層の向上を図る目的から、所属する全車両の禁煙化に踏み切ることにな りました。

タバコを嗜好される利用者の皆さまには、誠にご辛抱をお願いすることになりますが、 何分のご理解とご協力をお願い申し上げます。

山梨県タクシー協会